

生駒市訓令甲第2号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、病院建設準備室」を削り、「衛生処理場」の次に「、消費生活センター」を加え、「、出納室」を削り、「学校給食センター」の次に「、男女共同参画プラザ」を加え、「(昭和39年4月生駒市条例第13号)に定める小学校、中学校及び幼稚園」を「(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

(生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正)

第2条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程(平成14年8月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同条第5項を削る。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第3条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「公室長」を「理事、公室長」に改める。

第6条第7号を次のように改める。

(7) 都市整備・開発部会

第6条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別表企画財政部会の項中「企画政策課長」を「防災対策課長、契約検査課長、企画政策課長」に、「文書課長、出納室長」を「会計課長」に改め、同表市民部会の項中「人権施策課長」の次に「人権文化センター所長」を加え、同表福祉健康部会の項中「福祉事務所長」を「福祉健康部部長、福祉事務所長」に、「病院建設準備室長」を「病院建設課長」に改め、同表生活環境部会の項中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改め、同表建設部会の項中「管理課長」を「事業計画課長」に、「土木課長、街路事業課長」を「管理課長、土木課長」に改め、同表都市整備部会の項中「都市整備部会」を「都市整備・開発部会」に、「都市計画課長」を「開発部長」に、「開発指導課長」を「都市計画課長、開発指導課長」に、「公園緑地課長」を「みどり推進課長」に改め、「花のまちづくりセンター所長」の次に「地域整備課長」を加え、同表開発部会の項を削り、同表水道部会の項中「水道局総務課長」を「水道局次長」に、「工務課長」を「水道局総務課長、工務課長」に、「下水道課長、竜田川浄化センター所長」を「下水道管理課長、下水道推進課長」に改め、同表消防部会の項中「市民安全指導課長」を削り、同表生涯学習部会の項中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に改め、「女性青少年課長」を削り、「体育振興課長、体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年6月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「公室長」を「理事、公室長」に改める。

第6条第7号を次のように改める。

(7) 都市整備・開発部会

第6条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表企画財政部会の項中「企画政策課長」を「防災対策課長、契約検査課長、企画政策課長」に、「文書課長、出納室長」を「会計課長」に改め、同表市民部会の項中「人権施策課長」の次に「人権文化センター所長」を加え、同表福祉健康部会の項中「福祉事務所長」を「福祉健康部部長、福祉事務所長」に、「病院建設準備室長」を「病院建設課長」に改め、同表生活環境部会の項中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改め、同表建設部会の項中「管理課長」を「事業計画課長」に、「土木課長、街路事業課長」を「管理課長、土木課長」に改め、同表都市整備部会の項中「都市整備部会」を「都市整備・開発部会」に、「都市計画課長」を「開発部長」に、「開発指導課長」を「都市計画課長、開発指導課長」に、「公園緑地課長」を「みどり推進課長」に改め、「花のまちづくりセンター所長」の次に「地域整備課長」を加え、同表開発部会の項を削り、同表水道部会の項中「水道局総務課長」を「水道局次長」に、「工務課長」を「水道局総務課長、工務課長」に、「下水道課長、竜田川浄化センター所長」を「下水道管理課長、下水道推進課長」に改め、同表消防部会の項中「市民安全指導課長」を削り、同表生涯学習部会の項中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に改め、「女性青少年課長」を削り、「体育振興課長、体育振興課長」を「スポーツ振興課長」に改める。

(生駒市事務改善委員会規程の一部改正)

第5条 生駒市事務改善委員会規程（昭和55年5月生駒市訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改め、同条第9号中「管理課長」を「事業計画課長」に改め、同条第11号中「北部開発課長」を

「地域整備課長」に改め、同条第15号中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第6条 生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「旅行」を「出張、病気」に改め、同条第9号を削り、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「、病院建設準備室長、竜田川浄化センター所長」及び「、出納室長」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 理事 生駒市行政組織規則（平成6年7月生駒市規則第22号）第4条の4に規定する理事をいう。

第2条第10号中「（子どもサポートセンター及び竜田川浄化センターにあっては、副所長）、出納室室長補佐」を削り、同条第11号中「衛生処理場長」の次に「、消費生活センター所長」を、「花のまちづくりセンター所長」の次に「、竜田川浄化センター所長」を加える。

第3条後段を削る。

第4条第2項を削り、同条第4項中「前3項」を「第1項から第7項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 副市長不在のときは所管部長がその事務を代決する。

3 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長がその事務を代決する。

4 次長不在のときは所管課長がその事務を代決する。

- 5 課長不在のときは所管主幹が、課長及び所管主幹ともに不在のときは所管課長補佐がその事務を代決する。
- 6 主幹不在のときは所管課長補佐がその事務を代決する。
- 7 課長補佐不在のときは所管係長がその事務を代決する。

第5条第1項を次のように改める。

第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、次の各号に係るものについては、それぞれ当該各号に定める者に合議をしなければならない。

- (1) 市長決裁に係るものであって、その事務が重要又は異例なものについては、理事
- (2) その事務が各部の調整を必要とするものについては、理事、企画財政部長及び企画政策課長
- (3) その事務が関西文化学術研究都市高山地区（第2工区）に関連するものについては、開発部長及び地域整備課長
- (4) その事務が情報機器等の購入、情報システムの導入及び変更並びに情報ネットワーク及び情報化施策に関連するものについては、情報政策課長
- (5) その事務が議案及び議事に関連するものについては、総務課長
- (6) その事務が法令、例規等に関連するものについては、総務課長
- (7) その事務が情報公開及び個人情報保護に関連するものについては、総務課長
- (8) その事務が庁用備品（生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）第2条第2号に規定する庁舎で使用する机、椅子、戸棚及び事務用機械類をいう。）の購入及び処分に関連するものについては、総務課長
- (9) その事務が人事及び給与に関連するものについては、職員課長

(10) その事務が職員研修に関連するものについては、職員課長

(11) その事務が用地取得に関連するものについては、総務課長及び事業計画課長

(12) その事務が都市計画決定に関連するものについては、企画政策課長及び都市計画課長

(13) 前各号に定めるもののほか、その事務が2以上の部課等に関連するもので、特に必要とするものについては、関連部長、次長及び課長

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第5号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改め、同条第10号中「第10条第16号」を「第10条の2第16号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項第1号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(理事の専決事項)

第9条 理事が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 理事が処理する特命事項のうち、市長があらかじめ指定したものに関する事。

(2) 理事の出張命令に関する事（宿泊を伴う出張を除く。）。

第9条の2第1項第12号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改める。

第10条第11号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改め、同条を第10条の2とし、第9条の2を第10条とする。

第12条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 情報化施策の調査及び企画に関すること。
- (6) 防災対策に関し、各部局及び各行政機関との連絡調整に関すること。

第12条に次の2号を加える。

- (7) 法令遵守に係る定例的な事務に関すること。
- (8) 会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局の所掌に係る第10条の2第11号から第18号までに掲げる事項に関すること。

第13条第4号中「第10条第11号から第18号まで」を「第10条の2第11号から第18号まで」に改める。

第18条第1号を削り、同条第2号中「関西文化学術研究都市建設及び関連事業」を「関西文化学術研究都市高山地区（第2工区）関連事業」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（参事の共通専決事項）

第18条の3 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。
- (2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関すること。
- (3) 参事の出張命令に関すること（宿泊を伴う出張を除く。）

第19条第1項第4号中「所属参事、所属副参事及び」を削り、「第10条第7号」を「第10条の2第7号」に改め、同項第6号中「所属参事、所属副参事及び」を削り、同項第7号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改める。

第19条の2を削る。

第20条第2号中「第10条第2号」を「第10条の2第2号」に改め、同

条第3号中「第10条第3号」を「第10条の2第3号」に改め、同条第4号中「第10条第7号」を「第10条の2第7号」に改め、同条第14号中「工事の施行」を「工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工並びに契約の締結」に改める。

第25条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 文書の配布、浄書、收受及び発送に関すること。

第25条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 保存文書の管理に関すること。

(7) 公印の管理に関すること。

第25条に次の7号を加える。

(8) 例規集の編集に関すること。

(9) 情報公開制度に係る公文書の目録に関すること。

(10) 個人情報保護制度に係る個人情報取扱事務の目録に関すること。

(11) 市政情報コーナーの管理に関すること。

(12) 統計調査員の選定及び調査区の設置に関すること。

(13) 各種統計調査報告に関すること。

(14) 市政に関する統計その他資料の保管に関すること。

第25条の2を次のように改める。

(防災対策課長の専決事項)

第25条の2 防災対策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 防災対策の連絡調整に関すること。

(2) 防災行政用無線の維持管理に関すること。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(契約検査課長の専決事項)

第 25 条の 2 の 2 契約検査課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札における入札立会人に関する事。
- (2) 契約事務の検査に関する事。
- (3) 建設工事の検査に関する事。
- (4) 建設工事に係る材料の検査に関する事。
- (5) 建設工事の検査計画に関する事。

第 26 条を削り、第 25 条の 5 を第 26 条とする。

第 26 条の 2 を削る。

第 30 条を次のように改める。

(人権施策課長の専決事項)

第 30 条 人権施策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権啓発事業の実施に関する事。

第 32 条第 10 号中「現場監督」を「現場監督員」に改める。

第 33 条の 2 (見出しを含む。)中「病院建設準備室長」を「病院建設課長」に改める。

第 42 条 (見出しを含む。)中「環境管理課長」を「環境政策課長」に改める。

第 44 条から第 47 条までを次のように改める。

(消費生活センター所長の専決事項)

第 44 条 消費生活センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活センターの施設の維持管理に関する事。

(管理課長の専決事項)

第 45 条 管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路台帳の作成に関する事。
- (2) 道路及び公共用水路の境界明示に関する事。

- (3) 市道における占用物の廃止、継続、共架及び軽易な変更並びに道路施設の軽易な施工承認及び特殊車両の通行協議に関すること。
- (4) 主管に係る土木施設の維持管理及び補修工事等の調査、設計及び監督に関すること。
- (5) 現場監督員の選任に関すること。

(事業計画課長の専決事項)

第46条 事業計画課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 主管に係る土木工事の企画、調査に関すること。
- (2) 都市計画街路の明示に関すること。

(土木課長の専決事項)

第47条 土木課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 主管に係る土木工事の調査、設計及び監督に関すること。
- (2) 現場監督員の選任に関すること。
- (3) 市道における通行制限及び禁止に関すること。

第48条第2号中「現場監督」を「現場監督員」に改める。

第49条第2号を削る。

第50条の2中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第51条（見出しを含む。）中「公園緑地課長」を「みどり推進課長」に改め、同条第3号中「現場監督」を「現場監督員」に改める。

第52条から第53条の3までを次のように改める。

(地域整備課長の専決事項)

第52条 地域整備課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な関西文化学術研究都市高山地区（第2工区）関連事業に係る連絡調整に関すること。
- (2) 市街地再開発事業に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。

- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による登記の嘱託に関すること。
- (4) 軽易な民間施行による市街地再開発事業の指導に関すること。
- (5) 所管に係る土木建築工事の調査、設計及び監督に関すること。
- (6) 現場監督員の選任に関すること。

（下水道管理課長の専決事項）

第53条 下水道管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の維持管理に関すること（次条第1号に係るものを除く。）。
- (2) 私設下水道の出願許可に関すること。

（竜田川浄化センター所長の専決事項）

第53条の2 竜田川浄化センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化センターその他処理施設の維持管理に関すること。

（下水道推進課長の専決事項）

第53条の3 下水道推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関すること。
- (2) 現場監督員の選任に関すること。

第54条（見出しを含む。）中「出納室長」を「会計課長」に改める。

第55条（見出しを含む。）中「、課内室長」を削る。

第56条中「、課内室長」を削る。

第58条を削る。

第59条第1号中「第10条第6号」を「第10条の2第6号」に改め、同条を第58条とし、第60条を第59条とする。

（生駒市法令審査委員会規程の一部改正）

第7条 生駒市法令審査委員会規程（昭和52年11月生駒市訓令甲第7号）の

一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 総務課長
- (2) 企画政策課長
- (3) 財政課長

第2条第5項中「企画財政部文書課」を「総務課」に改める。

第3条第3項及び第6条中「企画財政部文書課長」を「総務課長」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(生駒市職員被服貸与規程の一部改正)

第8条 生駒市被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「下水道課」を「下水道管理課、下水道推進課」に改める。

別表第1中「総務課工事検査室を除く」を「契約検査課にあつては、検査係に限る」に、「産業振興課の農林係及び工務係を除く」を「産業振興課にあつては、商工観光係に限る」に、「出納室」を「会計課」に、「及び生活安全課庶務係」を「、生活安全課庶務係及び消費生活センター」に改め、同表第1項及び第2項中「市有自動車の運転業務に従事する技能職員、総務課」を「防災対策課、総務課総務係及び契約検査課契約係」に、「及び保育士」を「並びに保育士」に、「市有自動車の運転業務に従事する技能職員及び総務課」を「防災対策課、総務課総務係及び契約検査課契約係」に改め、同表第3項中「及び市有自動車の運転業務」を削り、「総務課」を「防災対策課、総務課総務係及び契約検査課契約係」に改め、同表第6項中「及び総務課」を「、防災対策課及び総務課総務係」に改め、同表第13項及び第14項中「体育振興課」を「スポーツ振興課」に改める。

別表第2中「生活安全課庶務係」の次に「及び消費生活センター」を加え、「下水道課」を「下水道管理課、下水道推進課」に、「総務課工事検査室並びに産業振興課の農林係及び工務係」を「契約検査課（契約係を除く。）及び産業振興課（商工観光係を除く。）」に改める。

（生駒市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正）

第9条 生駒市生涯学習推進本部設置要綱（平成10年8月生駒市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「公室長」を「理事、公室長」に改める。

第6条第3項中「生涯学習振興課長」を「生涯学習課長」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

（生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正）

第10条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程（平成14年3月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「部長」を「理事、部長」に改める。

第9条中「生涯学習振興課」を「生涯学習課」に改める。

（生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正）

第11条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱（平成7年2月生駒市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「女性青少年課長」を「生涯学習課長」に、「女性青少年課課長補佐」を「生涯学習課課長補佐」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

別表中「環境管理課」を「環境政策課」に、「管理課」を「事業計画課」に、「生涯学習振興課 女性青少年課」を「生涯学習課」に、「体育振興課」を「スポーツ振興課」に改める。

（生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正）

第 1 2 条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和 5 9 年 1 2 月
生駒市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「下水道課長」を「水道局次長、下水道管理課長及び下水道
推進課長」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。